

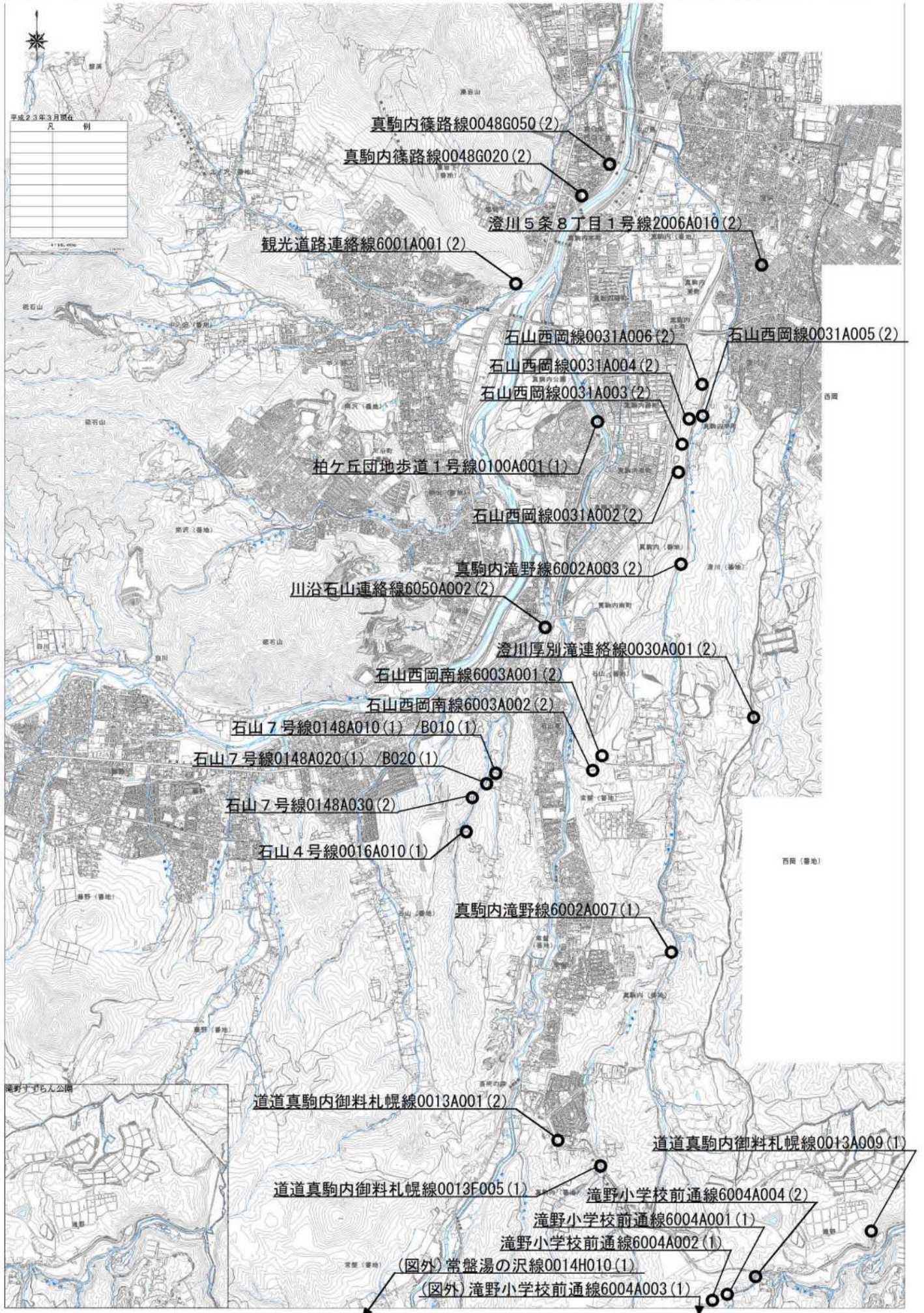
令和 6 年 度

業務設計書（公示用）

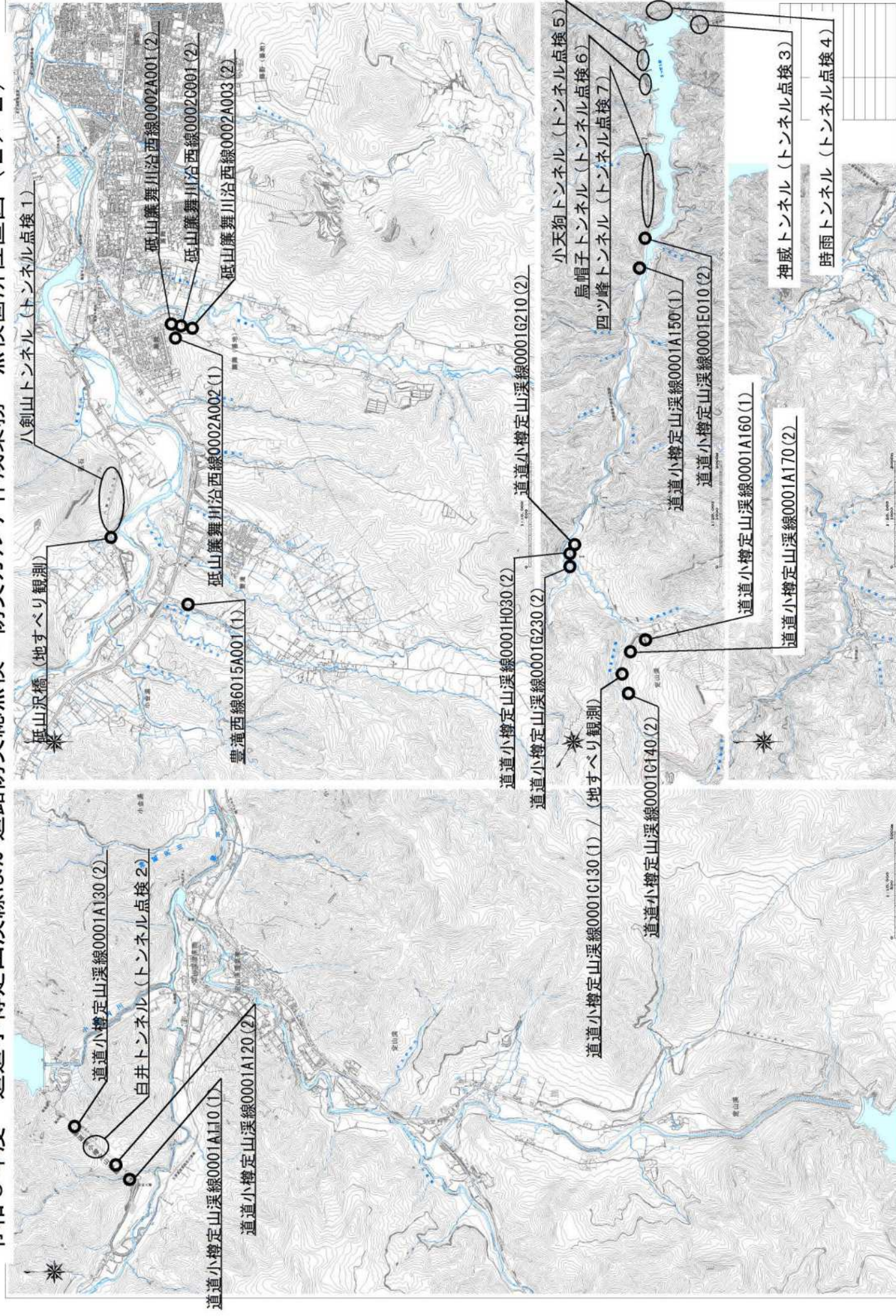
業務名： 令和7年度 道道小樽定山溪線ほか道路防災総点検・防災カルテ作成業務

令和 7 年 2 月 単価適用

南区 土木部 維持管理課



令和6年度
道道小樽定山溪線ほか道路防災総点検・防災カルテ作成業務
点検箇所位置図(2/2)



()	業務名	令和7年度 道道小樽定山溪線ほか道路防災総点検・防災カルテ作成業務
-----	-----	-----------------------------------

1. 積算金額

区 分		設計金額 (円)
業 務 委 託 費		
内 訳	業 務 価 格	
	消費税相当額	

業務説明書

1. 概要

防災カルテによる点検 47箇所

- ①落石・崩壊 34箇所 ②岩盤崩壊 2箇所 ③地滑り 3箇所 ④土石流 1箇所 ⑤盛土 1箇所
⑥擁壁 4箇所 ⑦橋梁基礎の洗掘 2箇所

道路構造物点検ほか

- ①トンネル点検 7箇所 ②小樽定山溪線地滑り調査（地下水位観測及びパイプ式歪計による調査 5孔・3回）
③砥山沢橋地すべり調査（地下水位観測及び挿入式孔内傾斜計観測 6孔・3回）
④ターゲット計測（砥山沢橋 35箇所・1回）

2. 場所

南区管内国道230号以東及び小樽定山溪線

3. 期間

契約書に示す着手の日から令和 8年 3月13日までとする。

4. 図面

位置図

5. 仕様書

道路防災点検の手引き（豪雨・豪雪等）及び札幌市土木設計業務共通仕様書等による。

6. 特記仕様書

別添のとおり。

特記仕様書

1. 管理技術者の資格

『管理技術者』とは、業務の履行につき技術上の管理を司る者として受託者(以下乙)が定め委託者(以下甲)に通知した者を言い、技術士法(昭和 32 年法律第 124 号)による技術部門の応用理学部門、建設部門、農業部門(選択科目を農業土木とする者に限る)、または林業部門(選択科目を林業土木とする者に限る)に合格した者、もしくは前述と同等の能力を有する者で甲が認めた者とする。

2. 点検技術者の資格

『点検技術者』とは、点検業務の実務を行う者として乙が定める者を言い、地盤工学に関する専門の知識を有し、地盤調査に関する業務及び構造物設計に関する業務の経験を大学卒業にあたっては5年以上、短大・高専卒業にあたっては8年以上、高校卒業にあたっては11年以上有する者とする。

また、道路防災点検技術講習会を受講したものが在籍していること。

乙は、点検技術者の氏名その他必要事項を甲に通知しなければならない。また、点検技術者の変更時も同様とする。

なお、点検技術者は複数名通知できる。

3. 設計協議

第1回打合せ、成果品納入時には主任技師が立ち会うものとする。

4. 点検時期

点検は下表により行うものとし、**異常時・降雨後・地震後の点検**は業務担当員と**協議のうえ実施**するものとする。なお、融雪後点検終了後に報告(概要版)を作成すること。

	箇所数	融雪後	降雪前	異常時	降雨後	地震時	随 時
落 石 ・ 崩 壊	34	○	○	△	△	△	
岩 盤 崩 壊	2	○	○	△	△	△	
地 す べ り	3	○	○	△	△	△	
土 石 流	1	○	○	△	△		
盛 土	1	○		△	△	△	
擁 壁	4	○	○	△	△	△	
橋梁基礎の洗掘	2	○		△	△	△	
ト ン ネ ル	7						○

注 1. 融雪後は5～6月

注 2. 降雪前は10月初旬～12月初旬

注 3. 異常時は現状変化が著しい場合（※協議のうえ実施）

注 4. 降雨後は連続雨量 100mm 以上（※協議のうえ実施）

注 5. 地震後は震度 4 以上（※協議のうえ実施）

注 6. 橋梁基礎は目安として渇水期の7月頃。ただし、河川水量がなお多い場合は少なくなってから実施

注 7. トンネル点検は遠望目視及び結氷状況調査を行なう。

5. 防災カルテ成果品

納入する成果品は下記のとおりとする。

- | | |
|-------------------|----|
| (1) 業務報告書 | 2部 |
| (2) 各点検対象項目の防災カルテ | 3部 |

※ 防災カルテのうち1部は、南区土木部内に保管しているカルテ簿冊の差し替えに用いる。
なお、合わせて差し替え作業も行う。残る2部は業務報告書の一部とする。

6. 小樽定山溪線地すべり調査(KP=17.8km:カルテ番号 0001C130)

(1) 観測調査

- ① 観測調査は、半自動観測機器を設置している主側線(4箇所)と横断側線(1箇所)について、パイプ歪計による移動変形量調査と地下水位の観測を3回(4～5月、8月、11月)実施する。
- ② 大量降雨・大地震等の異常が発生した場合は、内容を変更する場合がある。
- ③ 業務報告書(製本)2部は、防災カルテ成果品と別冊とすること。

(2) 保守・点検

5月の観測時には、半自動観測機器の保守・点検を合わせて行う。

7. 砥山沢橋周辺地すべり調査(南区砥山)

(1) 観測調査

- ① 観測調査は、6箇所の孔内傾斜計及び水圧式水位計(データロガー付)の観測(4～5月、8月、11月の3回)を実施する。
- ② 大量降雨・大地震等の異常が発生した場合は、内容変更する場合がある。
- ③ 業務報告書(製本)2部は、防災カルテ成果品と別冊とすること。なお、(3)ターゲット計測の内容も合わせてまとめること。
- ④ 上記の業務報告書(製本)2部は、6. 小樽定山溪線地すべり調査と合わせて製本しても良い。

(2) 保守・点検

5月の観測時には、半自動観測機器の保守・点検を合わせて行う。

(3) ターゲット計測

変位状況を把握するため、砥山沢橋及び周辺に設置しているターゲットポイントを計測する。

【別記】

個人情報の取扱いに関する特記事項

(工事・当初から個人情報の取扱いを委託しない設計等・道路維持除雪用)

(個人情報の保護に関する法令等の遵守)

第1条 受注者(受託者)は、本工事(業務)を施工(履行)するに当たって個人情報を取扱うこととなった場合は、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)、個人情報保護委員会が定める「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド(行政機関等向け)」(以下「事務対応ガイド」という。)、札幌市情報セキュリティポリシー」等に基づき、この個人情報の取扱いに関する特記事項(以下「特記事項」という。)を遵守しなければならない。

(管理体制の整備)

第2条 受注者(受託者)は、個人情報(個人情報保護法第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。)の安全管理について、内部における管理体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(管理責任者及び従業者)

第3条 受注者(受託者)は、個人情報の取扱いに係る保護管理者及び従業者を定め、書面(当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。)により発注者(委託者)に報告しなければならない。

- 2 受注者(受託者)は、個人情報の取扱いに係る保護管理者及び従業者を変更する場合の процедуруを定めなければならない。
- 3 受注者(受託者)は、保護管理者を変更する場合は、事前に書面により発注者(委託者)に申請し、その承認を得なければならない。
- 4 受注者(受託者)は、従業者を変更する場合は、事前に書面により発注者(委託者)に報告しなければならない。
- 5 保護管理者は、特記事項に定める事項を適切に実施するよう従業者を監督しなければならない。
- 6 従業者は、保護管理者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

(取扱区域の特定)

第4条 受注者(受託者)は、個人情報を取り扱う場所(以下「取扱区域」という。)を定め、書面により発注者(委託者)に報告しなければならない。

- 2 受注者(受託者)は、取扱区域を変更する場合は、事前に書面により発注者(委託者)に申請し、その承認を得なければならない。
- 3 受注者(受託者)は、発注者(委託者)が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出してはならない。

(守秘義務)

第5条 受注者(受託者)は、本工事(業務)の施工(履行)に伴い直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。

- 2 受注者(受託者)は、その使用する者がこの契約に係る事務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らさないようにしなければならない。
- 3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(下請契約(再委託))

第6条 受注者(受託者)が、本工事(業務)のうち、個人情報の取扱いに係る下請契約(再委託)をする場合には、あらかじめ発注者(委託者)に書面により申請し、発注者(委託者)から承諾を得なければならない。

2 受注者(受託者)は、前項の申請をする場合には、発注者(委託者)に対して次の事項を明確に記載した書面を提出しなければならない。

- (1) 下請契約(再委託)先の名称
- (2) 下請契約(再委託)する理由
- (3) 下請契約(再委託)して処理する内容
- (4) 下請契約(再委託)先において取り扱う情報
- (5) 下請契約(再委託)先における安全性及び信頼性を確保する対策
- (6) 下請契約(再委託)先に対する管理及び監督の方法

3 発注者(委託者)が第1項の規定による申請に承諾した場合には、受注者(受託者)は、下請契約(再委託)先に対して本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者(委託者)に対して下請契約(再委託)先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

4 発注者(委託者)が第1項及び第2項の規定により、受注者(受託者)に対して個人情報の取扱いに係る下請契約(再委託)を承諾した場合には、受注者(受託者)は、下請契約(再委託)先との契約において、下請契約(再委託)先に対する管理及び監督の方法及び方法について具体的に規定しなければならない。

5 前項に規定する場合において、受注者(受託者)は、下請契約(再委託)先の履行状況を管理・監督するとともに、発注者(委託者)の求めに応じて、その管理・監督の状況を適宜報告しなければならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第7条 受注者(受託者)は、本工事(業務)を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 受注者(受託者)は、発注者(委託者)に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(個人情報の管理)

第8条 受注者(受託者)は、本工事(業務)において利用する個人情報を保持している間は、事務対応ガイドに定める各種の安全管理措置を遵守するとともに、次の各号の定めるところにより、当該個人情報の管理を行わなければならない。

- (1) 個人情報を取り扱う事務、個人情報の範囲及び同事務に従事する従業者を明確化すること。
- (2) 組織体制の整備、取扱状況を確認する手段の整備、情報漏えい等事案に対応する体制の整備、取扱状況の把握及び安全管理措置の見直しを行うこと。
- (3) 従業者の監督を行うこと。
- (4) 個人情報を取り扱う区域の管理、機器及び電子媒体等の盗難等の防止、電子媒体等の取扱いにおける漏えい等の防止、個人情報の削除並びに機器及び電子媒体等の廃棄を行うこと。
- (5) アクセス制御、アクセス者の識別と認証、外部からの不正アクセス等の防止及び情報漏えい等の防止を行うこと。

(提供された個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第9条 受注者(受託者)は、本工事(業務)において利用する個人情報について、本工事(業務)以外の目的で利用し、又は第三者へ提供してはならない。

(受渡し)

第10条 受注者(受託者)は、発注者(委託者)と受注者(受託者)との間の個人情報を含む書類等の受渡しを行う場合には、発注者(委託者)が指定する方法による受渡し確認を行うものとする。

(個人情報の返還、消去又は廃棄)

- 第11条 受注者(受託者)は、本工事(業務)の終了時に、本工事(業務)において利用する個人情報について、発注者(委託者)の指定した方法により、返還、消去又は廃棄しなければならない。
- 2 受注者(受託者)は、本工事(業務)において利用する個人情報を消去又は廃棄する場合は、事前に消去又は廃棄すべき個人情報の項目、媒体名、数量、消去又は廃棄の方法及び処理予定日を書面により発注者(委託者)に申請し、その承諾を得なければならない。
- 3 受注者(受託者)は、個人情報の消去又は廃棄に際し発注者(委託者)から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。
- 4 受注者(受託者)は、前3項の規定により個人情報を廃棄する場合には、当該個人情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。
- 5 受注者(受託者)は、個人情報を消去し、又は廃棄した場合には、発注者(委託者)に対してその日時、担当者名及び消去又は廃棄の内容を記録した書面で報告しなければならない。

(定期報告及び緊急時報告)

- 第12条 受注者(受託者)は、発注者(委託者)から、個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。
- 2 受注者(受託者)は、個人情報の取扱状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

(監査及び調査)

- 第13条 発注者(委託者)は、本工事(業務)に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受注者(受託者)及び下請負人(再委託者)に対して、実地の監査又は調査を行うことができる。
- 2 発注者(委託者)は、前項の目的を達するため、受注者(受託者)に対して必要な情報を求め、又は本工事(業務)の処理に関して必要な指示をすることができる。

(事故時の対応)

- 第14条 受注者(受託者)は、本工事(業務)に関し個人情報の漏えい等の事故(個人情報保護法違反又はそのおそれのある事案を含む。)が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに発注者(委託者)に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、発注者(委託者)の指示に従わなければならない。
- 2 受注者(受託者)は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、発注者(委託者)その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。
- 3 発注者(委託者)は、本工事(業務)に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(契約解除)

- 第15条 発注者(委託者)は、受注者(受託者)が特記事項に定める業務を履行しない場合は、特記事項に関連する工事(業務)の全部又は一部を解除することができる。
- 2 受注者(受託者)は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、発注者(委託者)に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

- 第16条 受注者(受託者)の責めに帰すべき事由により、特記事項に定める義務を履行しないことによって発注者(委託者)に対する損害が発生させた場合は、受注者(受託者)は、発注者(委託者)に対して、その損害を賠償しなければならない。

【様式 1-1】

個人情報の取扱いに係る安全管理措置実施申出書

(工事・当初から個人情報の取扱いを委託しない設計等・道路維持除雪用)

令和 年 月 日

(会社名等)

(代表者氏名)

工事等名称:

個人情報取扱事務について下記のとおり安全管理措置を実施することを申し出ます。

記

- 1 個人情報の取扱いに関する基本方針、規程及び取扱手順の策定
貴社の策定した個人情報の取扱いに関する基本方針、規程及び取扱手順等をご記入ください。併せて、当該規程をご提出ください。

基本方針、規程及び取扱手順等を策定していない場合は、下記の記載欄に「契約書の特記事項を遵守する」旨の宣誓をしてください。下記に当てはまるものの□欄にチェックをしてください。

- ☐ 個人情報の取扱いに関する基本方針等を提出
☐ 契約書の特記事項を遵守することを宣誓します

- 2 個人情報の取扱いに関する総括保護管理者及び保護管理者の設置

個人情報の取扱いに関する総括保護管理者及び保護管理者を記入してください。上記 1 により提出した基本方針等に記載がある場合は不要です。なお、付箋等で該当箇所をご教示願います。

.....
(総括保護管理者)

.....
(保護管理者)

.....
□基本方針等に記載がある(該当する場合は□欄にチェック).....

- 3 従業者の指定及び監督

(1) 当該案件に従事する従業者を記載してください。※該当する□欄にチェック

- ☐ 従事者名簿

所 属	役 職	氏 名	秘密保持誓約
			☐ 誓約書を徴した
			☐ 誓約書を徴した
			☐ 誓約書を徴した
			☐ 誓約書を徴した

※上記名簿が足りない場合は、同様の様式で別途作成し提出してください。

※下記 3 (2) において個人情報秘密保持誓約した場合は、秘密保持誓約欄の□欄にチェックしてください。

- (2) 従業者の秘密保持に関する事項が明記されている書類をご提出ください。該当する書類がない場合は、本案件に該当する各従業者から、当該案件において知り得た個人情報についてその秘密を保持する旨の誓約書を徴し、上記 3 (1) 従事者名簿に徴したことを記載してください。下記

に当てはまるものの□欄にチェックをしてください。

- ☐ 秘密保持に関する事項が明記されている書類を提出
- ☐ 従事者名簿にて誓約書を徴したことを記載

4 管理区域の設定及び安全管理措置の実施

設定した管理区域の名称（事務所名等）についてご記入ください。また、当該区域の施錠装置の有無について、当てはまるものの□欄にチェックをしてください。施錠装置が無い場合は、代替となる安全管理措置についてその他欄にご記入ください。

・管理区域の名称.....

施錠装置 ☐ 有り ☐ 無し

その他（ ）

5 セキュリティ強化のための管理策

文書・電子媒体等について、その管理策で当てはまるものの□欄にチェックをしてください。その他の策を実施している場合は、具体的な策をご記入ください。

- ☐ 取り扱うことができる従業者を定めている。
- ☐ セキュリティ対策ソフトウェア等を導入している。
- ☐ 施錠できる耐火金庫等に保管している。
- ☐ 電子データを保存する時は、暗号化又はパスワードを設定している。
- ☐ その他

※具体的な策を以下にご記入ください。

.....

6 事件・事故における報告連絡体制

当該業務に関して、個人情報の漏洩、滅失又は毀損等の事件や事故が発生した場合の本市への連絡を行う責任者の氏名を記入してください。連絡責任者は、総括保護管理者又は保護管理者と同一の者でも構いません。

（連絡責任者）.....

7 情報資産を持ち運ぶ際の保護体制

情報資産を持ち運ぶ際の保護体制についてご記入ください。貴社の保護体制が各項目の内容に合致している場合は、□欄にチェックをしてください。なお、その他の対策を実施している場合は、対策をご記入ください。

- ☐ 情報資産を持ち運ぶ場合は、施錠した搬送容器等を使用している。
- ☐ 複数人で持ち運ぶこととしている。
- ☐ その他の盗難及び紛失対策を実施している。

※対策を以下にご記入ください。

.....

令和7年度 道道小樽定山溪線ほか道路防災総点検・防災カルテ作成業務 点検対象箇所一覧

No.1

No	管理番号	路線名		点 検 箇 所		延 長 (m)	点検項目	ラン ク	備 考
				起 点	終 点				
		路線番号		KP	KP				
1	0001A110	主 1	道道小樽定山溪線	1.150	1.210	60	落 石 ・ 崩 壊	1	R05特定道路土工工事
2	0001A120		道道小樽定山溪線	1.250	1.250	0		2	トンネル坑口上部の法面
3	0001A130		道道小樽定山溪線	2.050	2.050	0		2	トンネル坑口上部の法面
4	0001A150		道道小樽定山溪線	8.150	8.290	140		1	R04特定道路土工工事
5	0001A160		道道小樽定山溪線	16.729	16.935	206		1	
6	0001A170		道道小樽定山溪線	16.961	17.317	356		2	
7	0002A001	29	砥山簾舞川沿西線	0.123	0.176	53		2	
8	0002A002		砥山簾舞川沿西線	0.138	0.261	123		1	
9	0002A003		砥山簾舞川沿西線	0.278	0.305	27		2	
10	0013A001	一 341	道道真駒内御料札幌線	0.660	0.780	120		2	
11	0013A009		道道真駒内御料札幌線	4.630	4.720	90		1	
12	0030A001	9576	澄川厚別滝連絡線	5.070	5.350	280		2	
13	0031A002	9578	石山西岡線	2.013	2.155	142		2	
14	0031A003		石山西岡線	2.242	2.350	108		2	
15	0031A004		石山西岡線	2.500	2.550	50		2	
16	0031A005		石山西岡線	2.520	2.560	40		2	
17	0031A006		石山西岡線	2.775	2.865	90		2	
18	0148A010	148	石山7号線	0.160	0.180	20		1	
19	0148A020		石山7号線	0.150	0.255	105		1	
20	0148A030		石山7号線	0.450	0.495	45		2	
21	0016A010	16	石山4号線	0.030	0.130	100		1	
22	2006A010	2006	澄川5条8丁目1号線	0.000	0.080	80		2	
23	6001A001	490	観光道路連絡線	0.000	0.220	220		2	
24	6002A003	4	真駒内滝野線	0.600	0.636	36		2	
25	6002A007		真駒内滝野線	4.525	4.579	54		1	
26	6003A001	6	石山西岡南線	0.630	0.730	100		2	
27	6003A002		石山西岡南線	0.470	0.527	57		2	
28	6004A001	8	滝野小学校前通線	0.600	0.707	107		1	
29	6004A002		滝野小学校前通線	0.707	1.007	300		1	
30	6004A003		滝野小学校前通線	1.730	1.804	74		1	
31	6004A004		滝野小学校前通線	0.010	0.045	35		2	
32	6015A001	35	豊滝西線	0.330	0.420	90		1	
33	6050A002	826	川沿石山連絡線	1.637	1.785	148		2	
34	0100A001	9000	柏ヶ丘団地歩道1号線 (真駒内グリーンハイツ歩道橋)	—	—	30		1	左岸側橋台南方の法面
1	0148B010	148	石山7号線	0.160	0.180	20	岩盤	1	
2	0148B020		石山7号線	0.150	0.255	105	崩壊	1	

No	管理番号	路線名		点検箇所		延長 (m)	点検項目	ランク	備考	
				起点	終点					
		路線番号	KP	KP						
1	0001C130	主 1	道道小樽定山溪線	17.780	17.850	70	地すべり	1	地下水位・移動変位観測も行う	
2	0001C140		道道小樽定山溪線	18.085	18.180	95		2		
3	0002C001	29	砥山簾舞川沿西線	0.180	0.200	20		2		
1	0001E010	主 1	道道小樽定山溪線	7.450	7.460	10	土石流	2		
1	0013F005	一 341	真駒内御料札幌線	1.230	1.240	10	盛土	1		
1	0001G210	主 1	道道小樽定山溪線	5.814	5.829	15	擁壁	2		
2	0001G230		道道小樽定山溪線	5.840	5.848	8		2		
3	0048G020	9900	真駒内篠路線	0.178	0.392	214		2		
4	0048G050		真駒内篠路線	0.455	0.875	420		2		
1	0001H030	主 1	道道小樽定山溪線	5.820	5.840	20	橋梁	2	秩父橋 保護護岸含む	
2	0014H010	14	常盤湯の沢線	2.573	2.576	3	基礎	1	常盤3号橋 //	
1			砥山沢橋	橋梁周辺の地すべり観測					孔内傾斜計観測、ターゲット計測ほか	
1			八剣山トンネル			760.00	トンネル		遠望目視点検及び結氷状況調査	
2			白井トンネル			809.15				
3			神威トンネル			129.00				
4			時雨トンネル			631.00				
5			小天狗トンネル			429.60				
6			烏帽子トンネル			294.00				
7			四ッ峰トンネル			1487.40				
トンネル小計						4540.15				